構造基準等に係るチェック表１（施設本体の床面及び周囲の構造等）

|  |  |
| --- | --- |
| 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の名称 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 使用、製造、処理、貯蔵する有害物質 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設本体の床面及び周囲の構造等 | □ | 床面が不透水性を有する材料による構造（□　施設本体下部を含む）　□コンクリート（第　層目　　mm）　□タイル　　　（第　層目　　mm）　□ＦＲＰ　　　（第　層目　　mm）　□被覆材（　　　　　　　　　　　）　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）（断面図）　　　　　　　　　　　（不透水性構造の範囲）　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| □ | 防液堤等の設置　（容量：　　　　　　）　□防液堤　　　□側溝　　　□ためます　　□ステンレス鋼製受皿　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| □ | 漏えい等を検知するための装置（装置の具体的な記載、設置場所等） |
| □ | 施設本体の下部に点検できる空間があるか□　施設が床面から離して設置され、目視により漏えいが確認できる。□　施設が設置されている床の下部に、天井等上部からの漏えいを日常的に確認できる空間がある。 |
| □ | その他の措置（具体的に記載） |

構造基準等に係るチェック表２（配管等）

|  |  |
| --- | --- |
|  | （配管等の関係図） |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 配管等 | 配管等1名称(　　　) | 種類 | □配管　　　　□継手類　　　□フランジ類□バルブ類　　□ポンプ設備　□その他（　　　　　　　　） |
| 有害物質の種類 |  |
| 設置場所 | □地上　　　□漏えいが目視により容易に確認できるように、床面から離して設置　□漏えいが目視により確認できる（容易ではない）□地下　　□トレンチの中に設置　　□ﾄﾚﾝﾁの床面・側面は不浸透性を有する材料である　　　（材質：　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　　□底面の表面は耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されている　　　（被覆材：　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| □ | 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有する（材質：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| □ | 有害物質により容易に劣化するおそれのない（材質：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| □ | 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられている（措置：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| □ | 配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのない（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| □ | 有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置　□配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　□配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| □ | その他の措置（地下） |

備考　配管等が複数ある場合には、この様式を配管等の数だけ作成してください。

構造基準等に係るチェック表３（排水溝等）

|  |  |
| --- | --- |
|  | （排水溝等の関係図） |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 排水溝等 | 排水溝等１名称(　　　　) | 種類 | □排水溝　　　　□排水ます　　　□排水ポンプ　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| □ | 　有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有する　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| □ | 　有害物質により容易に劣化するおそれのないものである |
| □ | 　排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されている　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| □ | 　有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置　□　排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置（　　　　　　　　　　　　　　　　）　□　排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置（　　　　　　　　　　　　　　　　）　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| □ | その他の措置（具体的に記載） |

備考　配管等が複数ある場合には、この様式を配管等の数だけ作成してください。

構造基準等に係るチェック表４（地下貯蔵施設・使用の方法）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 地下貯蔵施設 | □ | 人が容易に立ち入ることができる地下室に設置されている。 |
| □ | 有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質　□　タンク室内に設置（材質：　　　　　　　　　　　　　　）　□　二重殻構造（材質：　　　　　　　　　　　　　　　　　）　□　内部コーティング（材質：　　　　　　　　　　　　　　）　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| □ | 地下貯蔵施設の外面は、腐食を防止するための措置が講じられている |
| □ | 地下貯蔵施設が設置される条件の下で腐食するおそれのない（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| □ | 有害物質を含む水の量を確認できる措置　□　地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| □ | 有害物質を含む水の漏えいが確認できる措置□　漏えい等を検知するための装置（装置の具体的な記載、設置場所等）　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□　地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| □ | その他の措置（具体的に記載） |
| 使用の方法 | □ | 　有害物質を含む水の受入、入替え及び分配その他の有害物質を含む水を取り扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行う。 |
| □ | 　有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずる。 |
| □ | 　有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理する。 |
| 管理要領 | □ | 　使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められている |